

1. 農林水産施策の基本方向

本県の農林水産業は、就業者が約5万人、産出額932億円（H16年）であり、農林水産物を安定的に供給し、就労や雇用の機会を確保する一方で、生産活動を通じた県土保全にも重要な役割を担ってきた。

近年、我が国経済は全体に好況とされるものの、農林水産物の価格低迷、消費者の嗜好変化、担い手の脆弱化が進み、農林水産業の活性化にむけて取り組むべき課題への的確な対応が求められている。

このような中で、本県農林水産業は「新農業・農村活性化プラン(後期施策)」(H17～19年)、「新しまね森林・林業活性化プラン」(H13～22年)、「島根県新水産振興基本構想(改訂版)」(H15～22年)に基づき、各分野ごとの基本計画のもとで、具体的施策を実施し課題解決に取り組んできた。

一方、地方の自立が一層求められている中、「島根県総合計画」(H16～22年)が策定され、「自立的に発展できる快適で活力ある島根」をめざした施策の重点化を進めている。

さらには、「中期財政改革基本方針」(H16～18年)により、県財政を縮小せざるを得ない中にあるのは、施策の優先度を明らかにし効率的かつ効果的な行政活動の展開を目指すこととしている。

これらを踏まえ、平成18年度の農林水産施策の構築にあたっては、以下の視点を重視した。

- ① 総合計画の順位付け及び施策評価に基づく選択と集中
- ② 各課横断的事業(“流通・販売”、“安全・安心”等)の構築による総合力の発揮
- ③ 地域の主体性が発揮出来るしくみづくりを重視した事業組み立て
- ④ 社会情勢の急激な変化に伴う緊急課題への対応

なかでも、農業分野では平成19年度から実施される品目横断的経営安定対策の担い手要件を満たし、本県農業を支える認定農業者や営農組織を早急に育成していく。林業分野では施業の担い手としての森林組合が異業種等とも連携し、公共事業に頼らない自立的な経営に転換出来るための支援を行っていく。水産分野では、前年度作成した「宍道湖・中海水産資源維持再生構想」を具体化し、豊かな漁場に再生するための調査、実証を行う。

さらに、平成18年度の施策展開にあたっては、従来にも増して事業効果や緊急性に基づく優先順位付けの徹底を図るとともに、具体的な施策の展開の方向として、以下の視点を重視することとした。

- ① 消費者の視点を重視した“売れるものづくり”を推進
- ② 新たな担い手の確保や企業の参入促進等“担い手へ支援を集中”
- ③ 消費者の情報が生産現場に確実に伝わり、特色(安全、高品質等)のある生産の実現のためのしくみづくりを推進

なお、施策推進にあたっては、事業着手段階のチェック重視から、進行管理、成果検証、波及のしくみづくりを徹底する中で、関係者一体となり産業として自立できる島根の農林水産業をめざす取組を加速することとしている。